（消費税法の一部改正）

第二十条　消費税法の一部を次のように改正する。

別表第一第七号ロ中「第十四項又は第十五項」を「第十三項又は第十四項」に改める。

（介護保険法施行法の一部改正）

第二十一条　介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「同条第十一項」を「同条第十項」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

（精神保健福祉士法の一部改正）

第二十二条　精神保健福祉士法の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第二十三条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「第五条第十六項」を「第五条第十五項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第二十四条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第二号中「、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項」を「又は同条第十五項」に改め、同条第三項第三号中「同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条第五項第二号中「、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項」を「又は同条第十五項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　前条の規定による改正後の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第四十八条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「共同生活援助」とあるのは、「共同生活援助（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十項に規定する共同生活介護を含む。以下この条において同じ。）」とする。

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第二十六条　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第二十七条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第三号中「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）」を「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）第一条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下この号において「旧自立支援法」という。）に、「同法」を「旧自立支援法」に、「障害者自立支援法第五条第十二項」を「旧自立支援法附則第五条第十二項」に、「障害者自立支援法附則第四十一条第一項」を「旧自立支援法附則第四十一条第一項」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第二十八条　児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三十六条中「附則第九条第十四号及び第十条第六号」を「附則第十一条第十四号及び第十二条第六号」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　滝　実
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
国土交通大臣　羽田雄一郎

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第五十二号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法

（趣旨）

第一条　この法律は、欧州連合により講じられるイラン・イスラム共和国（次条第五号及び附則第二条において「イラン」という。）を原産地とする原油（以下「イラン産原油」という。）を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定タンカーについて船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「油賠法」という。）第十三条第一項に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　タンカー　油賠法第二条第四号に規定するタンカーをいう。

二　特定タンカー　イラン産原油を含む原油の我が国への輸送の用に供するタンカー（我が国においてのみ原油の取卸しをするものに限る。）をいう。

三　タンカー所有者　油賠法第二条第五号に規定するタンカー所有者をいう。

四　特定タンカー所有者　特定タンカーのタンカー所有者（特定タンカーの船舶賃借人その他の国土交通省令で定める者であって、特定タンカーのタンカー所有者と共同で特定損害保険契約の被保険者となっているものを含む。）をいう。

五　特定運航　特定タンカーがイラン産原油を積み込むためにイランに向けて運航を開始する時から当該特定タンカーに積み込んだイラン産原油を含む原油の取卸しを完了する時までの間における特定タンカーの運航をいう。

六　タンカー油濁損害　油賠法第二条第六号に規定するタンカー油濁損害をいう。

七　特定損害　次に掲げる損害又は費用をいう。

イ　特定運航に伴って生ずるタンカー油濁損害（特定費用に該当するものを除く。）

ロ　特定運航に伴って生ずる損害又は費用であって、イに掲げるもの以外のもの（特定費用に該当するものを除く。次条第二項第三号において「非油濁損害」という。）

八　特定費用　特定運航に伴って生ずる費用で特定タンカー所有者が負担しなければならないものをいう。